

特別職の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

1 改正条例

- (1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額、期末手当の支給月数、並びに区議会議員の報酬月額、期末手当の支給月数を改定する必要があるため。

3 改正内容

- (1) 給料月額及び報酬月額を3.30%相当分引上げる。

	現行月額(円)	改定月額(円)	引上額(円)
区 長	1,061,600	1,096,600	35,000
副 区 長	817,100	844,000	26,900
教 育 長	771,600	797,000	25,400
常勤代表監査委員	667,300	689,300	22,000
常勤監査委員	647,200	668,500	21,300
議 長	937,000	967,900	30,900
副 議 長	793,300	819,400	26,100
委 員 長	670,800	692,900	22,100
副委員長	638,500	659,500	21,000
議 員	621,400	641,900	20,500

- (2) 期末手当の支給月数を0.05月引上げ、年間支給月数4.15月とする。

なお、令和7年度は12月期に0.05月引上げ、令和8年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.025月引上げる。

	令和7年度			令和8年度以降	
	現行月数	改定月数	改定後月数	改定月数	改定後月数
期末手当					
6月期	2.05	—	2.05	+0.025	2.075
12月期	2.05	+0.05	2.10	+0.025	2.075
計	4.10	+0.05	4.15	+0.05	4.15

4 施行予定日

- (1) 給料月額・報酬月額及び令和7年度の期末手当：公布の日
- (2) 令和8年度以降の期末手当：令和8年4月1日

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧												
第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 別表第1（第2条関係） <table border="1" data-bbox="181 555 1057 699"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td><td><u>1,096,600円</u></td></tr> <tr> <td>副区長</td><td><u>844,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,096,600円</u>	副区長	<u>844,000円</u>	第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の205</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 別表第1（第2条関係） <table border="1" data-bbox="1223 555 2054 699"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td><td><u>1,061,600円</u></td></tr> <tr> <td>副区長</td><td><u>817,100円</u></td></tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,061,600円</u>	副区長	<u>817,100円</u>
職名	給料月額												
区長	<u>1,096,600円</u>												
副区長	<u>844,000円</u>												
職名	給料月額												
区長	<u>1,061,600円</u>												
副区長	<u>817,100円</u>												
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案												
第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 附 則（令和 年 月 日条例第 号） 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略）												

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 （1）代表監査委員 月額 <u>689,300円</u> （2）その他の監査委員 月額 <u>668,500円</u> 第5条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 4 （省略）	第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 （1）代表監査委員 月額 <u>667,300円</u> （2）その他の監査委員 月額 <u>647,200円</u> 第5条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の205</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 4 （省略）
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
第5条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 4 （省略） 附 則（令和 年 月 日条例第 号） 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定（第2条第1項の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	第5条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）（省略） 4 （省略）

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
第2条 教育長の給料の額は、月額<u>797,000円</u>とする。 第4条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。 (1) ～ (3) （省略）	第2条 教育長の給料の額は、月額<u>771,600円</u>とする。 第4条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額とする。 (1) ～ (3) （省略）
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
第4条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とする。 (1) ～ (3) （省略） 附 則（令和 年 月 日条例第 号） 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	第4条 （省略） 2 （省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。 (1) ～ (3) （省略）

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧																														
第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>議長</td><td>月額</td><td>967,900円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額</td><td>819,400円</td></tr><tr><td>委員長</td><td>月額</td><td>692,900円</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>月額</td><td>659,500円</td></tr><tr><td>議員</td><td>月額</td><td>641,900円</td></tr></table>	議長	月額	967,900円	副議長	月額	819,400円	委員長	月額	692,900円	副委員長	月額	659,500円	議員	月額	641,900円	第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>議長</td><td>月額</td><td>937,000円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額</td><td>793,300円</td></tr><tr><td>委員長</td><td>月額</td><td>670,800円</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>月額</td><td>638,500円</td></tr><tr><td>議員</td><td>月額</td><td>621,400円</td></tr></table>	議長	月額	937,000円	副議長	月額	793,300円	委員長	月額	670,800円	副委員長	月額	638,500円	議員	月額	621,400円
議長	月額	967,900円																													
副議長	月額	819,400円																													
委員長	月額	692,900円																													
副委員長	月額	659,500円																													
議員	月額	641,900円																													
議長	月額	937,000円																													
副議長	月額	793,300円																													
委員長	月額	670,800円																													
副委員長	月額	638,500円																													
議員	月額	621,400円																													
第8条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 表 （省略） 3 （省略）	第8条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 表 （省略） 3 （省略）																														
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案																														
第8条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 表 （省略） 3 （省略） 附 則（令和 年 月 日条例第 号） 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。	第8条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 表 （省略） 3 （省略）																														

2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。